

知的障害特別支援学級における合理的配慮の実際

熊田正俊¹⁾・宮本正一²⁾

Provided Reasonable Accommodations for Children in Special Support Classes

Masatoshi KUMADA and Masakazu MIYAMOTO

多様な学びの場の一つである小学校及び中学校の知的障害特別支援学級において調査を行い、子供一人一人の教育的ニーズに応じて、その持てる力を高めるために、生活や学習上の困難を改善又は克服するために行われている合理的配慮について明らかにした。知的障害者の特性として、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的であるとされている。本研究では、「自分の気持ちをコントロールして状況に対応することが難しい場合」「日常生活に必要な身辺整理を自分ですることが難しい場合」等の配慮についての報告が上位を占めた。特別支援学級（知的障害）において、生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導していることの表れである。本人や保護者との合意形成に基づいて、子供の実態等に即した指導や支援を行い、合理的配慮が提供されていることが明らかにされた。

キーワード：障害者差別解消法、合理的配慮、合意形成

I. 目的

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行された。

障害者の権利に関する条約の中で、教育については第24条に記載されており、同条約が求めるインクルーシブ教育システム（inclusive education system）について、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が

精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」（reasonable accommodation）が提供される等が必要とされている。

教育の場においては、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年7月23日）に基づき、特別支援教育の充実が推進されてきた。

特別支援教育においては、個別の教育的ニーズの

1) 岐阜市立岐阜特別支援学校 2) 教育学部子ども教育学科

ある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」が用意されている。

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、これまでも、学校の設置者及び学校においては、障害のある子供に対して必要な変更・調整が行われてきた。

それでは、子供一人一人の教育的ニーズに応じて、その持てる力を高めるために、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、どのような指導や支援が行われてきたのだろうか。管野・宇野・橋本・小島(2005)は知的障害児と発達障害児に対しての特別支援教育の進め方を具体的に紹介している。温泉(2014)は通常学級でできる発達障害のある子のトラブル・問題行動への対処について、14の具体的事例を挙げ、それぞれに複数の支援プランを紹介している。月森(2005)は小学校の教室でできる特別支援教育のアイデアを172集積し、報告している。榊原・佐藤(2014)は発達障害のある子に対して行われた

2800の対応策を系統的に分類して紹介している。国立教育政策研究所では「合理的配慮」実践事例データベース」を作成し、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例が検索可能となっている。

本稿では、多様な学びの場の一つである小学校及び中学校の特別支援学級において調査を行い、どのような合理的配慮が提供されているかを明らかにする。

II. 調査の方法

- (1) 調査の対象：A市の小学校及び中学校に設置されている特別支援学級（知的障害）
- (2) 調査回答者：特別支援学級（知的障害）担任又は関係者
- (3) 調査内容
 - ・学びやすくするための「合理的配慮」（学習における合理的配慮）を2事例回答する。
 - ・暮らしやすくするための「合理的配慮」（生活における合理的配慮）を2事例回答する。
 - ・実施している合理的配慮について、「困難さの状態」「指導の工夫の意図」「手立ての例」などを、書ける範囲で、簡条書きで記入する。
 - ・該当する子供が在籍しない場合は、その回答欄を空欄のまま提出する。

表1 調査項目と記入例

<p>◆記入例1：学習における合理的配慮 国語</p> <p>○文章を目で追いながら音読することが困難な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書の文を指で押さえながら読むように指示する ・行間を空けるための拡大コピーをする ・語のまとまりが分かるように分かち書きをする ・読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用する。
<p>◆記入例2：生活における合理的配慮</p> <p>○気持ちが落ち着かないと音に対して敏感になりやすい場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室内の机や椅子にテニスボールを付け、雑音の軽減を図る ・クールダウンする場所を本人と確認する

Ⅲ. 調査の結果

(1) 困難さの状態

41校から140回答が寄せられた。140回答の困難さ

1. 小学校 学びやすくするための「合理的配慮」

の状態は、次のように分類された。

(学習における合理的配慮)

表2 困難さの分類カテゴリと割合

	困難さの状態	回答数	%
1	言語による説明だけでは学習活動に取り組むことが難しい	24	17%
2	平仮名や漢字などを正しくとらえて書くことが難しい 国語	17	12%
3	個数や順番を正しく数えたり表したりすることが難しい 算数	15	11%
4	語や文を正しく読むことが難しい 国語	12	9%
5	学習に興味や関心を持てなかったり、内容を理解することが難しかったりする	12	9%
6	平仮名や片仮名を読んだり書いたりすることが難しい 国語	8	6%
7	授業の流れを理解することが難しい	8	6%
8	一人一人の教育的ニーズに合う学習を準備することが難しい	6	4%
9	学習活動に集中することが難しい	4	3%
10	語彙が少ない 国語	3	2%
11	漢字を書くことが難しい 国語	3	2%
12	学習して達成感を味わうことが難しい	3	2%
13	聞いたことを理解することが難しい 国語	2	1%
14	分かりやすく書くことが難しい 国語	2	1%
15	筆記具を正しく持つことが難しい 国語	2	1%
16	知らせたいことを相手に話すことが難しい 国語	2	1%
17	自分の気持ちをコントロールして状況に対応することが難しい	2	1%
18	はっきりした発音で話すことが難しい	2	1%
19	2位数や3位数の理解をすることが難しい 算数	2	1%
20	その他	11	8%
	合計	140	100%

(2) 学びやすくするための「合理的配慮」の例

次に、これらの困難さについてどのような配慮を提供しているのかを紹介する。

- ① 言語による説明だけでは学習活動に取り組むことが難しい場合(回答数24、全体に占める割合17%)

○視覚的に分かりやすくする

- ・実物を見せる。実物投影機、実態顕微鏡等を活用し、本物を見せる。
- ・具体物、図、絵、写真等を用意し、視覚的な理解ができるようにする
- ・デジタル教科書やデジタル教材を活用し、視覚的に分かりやすくする。
- ・インターネットで事柄を見つけ、テレビに写して確認する。

- ・資料を拡大する。

○子供に伝わる分かりやすい言葉で話す。

- ・ゆっくり、はっきり、短い言葉で説明する。
- ・指示は、一指示で一動作をする。
- ・ポイントを明確にして伝えたり、選択肢をあげて具体的に聞いたりする。
- ・「始めに、次に、最後に」などと活動内容は3つまでで完結することで理解を促す。
- ・曖昧な表現や抽象的な表現は避ける。

○活動のイメージがもてるようにする

- ・学習の流れを視覚的にしたものを掲示し、課題を明確に伝える。
- ・子供が、大切なことを何回も見直しができるように掲げておく。

- ② 平仮名や漢字などを正しくとらえて書くことが難しい場合(回答数17、全体に占める割合12%)
- ・板書などの文字を大きく書いたり、振り仮名を振ったりする。色チョークなどで分かりやすくする。
 - ・大きくした見本やなぞり書きをする紙を用意する。
 - ・文字練習において、マス目を大きくし、マーカーを使って何度もなぞり練習できるようにする。
 - ・とめやはね、はらいを子供と一緒に確認する。
 - ・語のまとまりが分かるように分かち書きをする。文字間や行間を空ける。
 - ・文を指で押さえながら読むように支援する。
 - ・デジタル教科書の音読機能を使い、テレビの拡大された文を目で追いながら、耳で聴く練習を繰り返し行う。最初は文章をごく短く区切って何回もリピートし、慣れてきたら徐々に文章を長くする。
- ③ 個数や順番を正しく数えたり表したりすることが難しい場合(回答数15、全体に占める割合11%)

- 具体物を用いた活動などを通して、数や順番についての感覚を豊かにする
- ・生活の場で、一つずつ配ることや、数を数える経験を多くする。
 - ・牛乳パックを半分にしたものを用意し、ボールを1つずつ入れていって、量の考えと結び付けていく。
 - ・果物や野菜の模型、ブロック等の半具体物を使用し、日常生活と結びつけ、教師と一緒に操作を行う。
 - ・「数字カード」と「ブロックやおはじき」を照らし合わせ、いっしょに操作することで、数字と実際の数の一致した認識が高まるようにする。
 - ・具体物、半具体物を使い、作業を取り入れて学習をしていく。

2. 小学校 暮らしやすくするための「合理的配慮」 (生活における合理的配慮)

(1) 困難さの状態

41校から117回答が寄せられた。117回答の困難さの状態は、次のように分類された。

表3 生活における困難さの分類カテゴリと割合(小学校)

	困難さの状態	回答数	%
1	自分の気持ちをコントロールして状況に対応することが難しい	24	21%
2	生活の流れを理解することが難しい	23	20%
3	日常生活に必要な動作について補助的手段を必要とする	18	15%
4	日常生活に必要な身辺整理を自分ですることが難しい。	13	11%
5	衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分ですることが難しい。	8	7%
6	コミュニケーションを円滑に行うことが難しい	7	6%
7	自分の受け持った役割を果たすことが難しい	7	6%
8	自分に入ってくる情報や刺激を適切に処理することが難しい	5	4%
9	関係機関との連携した支援を必要とする	2	2%
10	日常生活でのおよその予定が分かり、見通しをもって行動することが難しい	2	2%
11	登校することに不安を抱いている	2	2%
12	その他	6	5%
	合計	117	100%

(2) 暮らしやすくするための「合理的配慮」の例次に、これらの困難さについてどのような配慮を提供しているのかを紹介する。

① 自分の気持ちをコントロールして状況に対応することが難しい場合（回答数24、全体に占める割合21%）

○気になる周囲の動きや声などへの対応

- ・周囲の視線や音などが気になって、どうしても集中できない時は、耳栓を使用したり、移動式のホワイトボードで机の周りに仕切りを設けたりする。
- ・パーティションを活用して、個別の空間を作り、目の前のことに集中できるようにする。
- ・教室の座席の位置を本人が落ち着きやすい配置にする。

○相手の気持ちを察する練習をする

- ・表情カードを用いて、「○○さんは、どんな顔かな。」と問いかける。
- ・気持ちを表す言葉カードを用いて、「どんな気持ちかな。」と問いかける。

○パニックになった時にどうするかを決めておく

- ・クールダウンする場所を決め、自分で選択して動けるようにする。
- ・クールダウンの場所には、カーテンをつけて、ゆっくり休める空間を用意する。
- ・気持ちを落ち着けるための課題を用意する。
- ・落ち着いてから声をかける。
- ・気持ちを言語化してやり、適切な行動を確認する。

○気持ちを切り替える練習をする

- ・「○○が終わったら、△△をするよ。できるかな?」「(時計の)長い針が□□になったら、☆☆をするよ。」「5数える間に座れるかな。い〜ち…」などの言葉がけをし、できたときには褒めて価値付ける。

② 生活の流れを理解することが難しい場合（回答数23、全体に占める割合20%）

○見通しがもてるようにする

- ・見通しをもって生活することができるように、今日の予定（個人の予定が分かる）・今週・今月の予定を掲示し、それぞれ矢印を移動していくことで、今、何をするのか、次に何が

あるのかを分かりやすくする。

- ・前月、カレンダーを手作りし、主な予定を確認する。「昨日」「今日」「明日」の可動式のふたをはる。
- ・月の生活目標を毎日振り返ることで生活の仕方について常に意識できるようにした
- ・朝の会で一日のみんなの時間割を確認し、自分や友達の交流学习を再確認する。
- ・一日の予定を、1〇〇、2〇〇、…と順番に端的に伝え、終わったことには、○を付けて「おしまい」が分かるようにする。
- ・次の活動がわからない時は、友達に聞いたり、予定表を見たりして、自分で確かめる方法を身につけるようにする。
- ・当日になってから急な時間割変更がないように、できる限り調整する。
- ・タイマーを利用して、始まりや終わりの時間を視覚的に示す。

③ 日常生活に必要な動作について補助的手段を必要とする場合（回答数18、全体に占める割合15%）

- ・スリッパで歩くことが難しい児童には、トイレのスリッパを履き換えることはせず、上靴のまま使用する。但し、トイレを使用した際には、上靴に除菌スプレーを施す。
- ・咀嚼を補助するために、食品用ハサミを利用し、給食を食べやすくカットする。食べきれる量を配膳し、時間内に食べきれることができるようになる
- ・洋式トイレ、階段の手すりの利用。
- ・机上から鉛筆を落としやすい児童の机には、机上の縁に木材を取り付ける。
- ・物を持って移動するときは、量の多少にかかわらず、常に手提げ袋に入れ、空いた手で階段の手すりを掴むことができるようにする。

3. 中学校 学びやすくするための「合理的配慮」 (学習における合理的配慮)

(1) 困難さの状態

21校から81回答が寄せられた。81回答の困難さの状態は、次のように分類された。

表4 学習における合理的配慮の分類カテゴリーと割合 (中学校)

	困難さの状態	回答数	%
1	個に応じた学習指導をすすめる	10	12%
2	文や文章を正しく読むことが難しい 国語	9	11%
3	説明や指示をもとにして学習活動に取り組むことが難しい	7	9%
4	文章を読み、内容を理解することが難しい 国語	6	7%
5	交流及び共同学習へ参加することが難しい	6	7%
6	知らせたいことを相手に話すことが難しい 国語	5	6%
7	学習内容を理解するのが難しい	5	6%
8	学習したことの定着を図ることが難しい	5	6%
9	平仮名の読み書きが難しい 国語	3	4%
10	文字の大きさをそろえて書くこと等が難しい 国語	3	4%
11	漢字を覚えることが難しい 国語	3	4%
12	計算の意味や仕組みを理解することが困難な場合 数学	3	4%
13	身近なことを文章に書いて発表することが難しい 国語	2	2%
14	数学：習熟度における個別の学習をさせたい場合 数学	2	2%
15	英語を読んだり書いたりすることが難しい 英語	2	2%
16	自分の気持ちをコントロールして状況に対応することが難しい	2	2%
17	学年行事・学校行事等に取り組む事が難しい	2	2%
18	その他	6	7%
	合計	81	100%

(2) 学びやすくするための「合理的配慮」の例

次に、これらの困難さについてどのような配慮を提供しているのかを紹介する。

① 個に応じた学習指導をすすめる (回答数10、全体に占める割合12%)

○個々の発達段階に合わせた学習指導

- ・個別の支援計画を作成し、一人一人の発達に合わせた学習内容を行う。下学年の教科書やワークシートを使用している。
- ・電子黒板やパソコンを活用する。動画やイラストを使い、理解することができるようにする。
- ・少人数学習を位置づけ、実態にあった学習内容の調整と変更をおこなっている
- ・1単元の指導目標を1つにしぼり、丁寧に指導する。
- ・例えば国語の場合、本文の漢字の〈書き〉は扱わず、〈読み〉に徹する。等
- ・情報、コミュニケーション及び教材の配慮をする。話し方の工夫〈丁寧に具体的〉をしたり、プリントや挿し絵視覚的なカードを活用

したりする。

- ・国語や数学では、単位時間の中で一斉に指導を行う時間と個別に課題に取り組む時間を保証する。
- ・作業学習では、主体的に取り組めるよう、製品製作時に使える補助具を作成する。

② 文や文章を正しく読むことが難しい場合 (回答数9、全体に占める割合11%)

- ・音読カードを使い、家庭とも連携して繰り返し練習する。
- ・ふりがなをつけたプリントを用意する。テストやプリントの問題にルビをふる。
- ・教科書の文を指で押さえながら読むように指示する。
- ・語のまとまりが分かるように分かち書きをする。
- ・漢字にルビをふるとともに、読んだ後に内容の確認をしたり、内容に関わる質問をしたりする時間を確保している。
- ・文章題では、音読を3回以上してから問題に

取り組むようにする。

- ・読書の時間を週に1回設定し、図書室で本の貸し出し、返却をする時間を確保する。

③ 説明や指示をもとにして学習活動に取り組むことが難しい場合（回答数7、全体に占める割合9%）

- ・黒板に活動や作業の手順を一つずつ示して、何をすればよいのかいつでも確認することができるようにする。
- ・授業の流れを伝える（提示する）。
- ・わかりやすい言葉と絵を用いて説明をする。
- ・学習資料として映像のある資料を使い、視覚

や聴覚による内容を準備する。

- ・良い例と良くない例を示し、ある程度の活動の基準を子どもたちに理解させる。
- ・各教科、学習活動をパターン化する。
- ・集中力が低くなった場合、体を動かす活動を意図的に仕組む。（黒板に答えを書くなど）

4. 中学校 暮らしやすくするための「合理的配慮」 （生活における合理的配慮）

（1）困難さの状態

21校から68回答が寄せられた。68回答の困難さの状態は、次のように分類された。

表5 生活における困難さの分類カテゴリーと割合(中学校)

	困難さの状態	回答数	%
1	日常生活に必要な身辺整理を自分ですることが難しい。	12	18%
2	衣服の着脱を自分ですることが難しい。	7	10%
3	自分の気持ちをコントロールして状況に対応することが難しい	7	10%
4	変化への対応や時間の管理が苦手である	6	9%
5	場面に応じてコミュニケーションを取ることが難しい	6	9%
6	自分に入ってくる情報や刺激を適切に処理することが難しい	3	4%
7	日常生活に必要な動作について補助的手段を必要とする	3	4%
8	交流学級等の集団になかなか入れない場合	3	4%
9	周囲の人の言動が気になる	3	4%
10	指示通りに作業することが難しい	3	4%
11	文字や文を読むことが難しい	2	3%
12	排泄を自分ですることが難しい。	2	3%
13	給食に不安がある	2	3%
14	漢字の読み書きが難しい	2	3%
15	移動するのに時間を要する	2	3%
16	その他	5	7%
	合計	68	100%

（2）暮らしやすくするための「合理的配慮」の例

次に、これらの困難さについてどのような配慮を提供しているのかを紹介する。

① 日常生活に必要な身辺整理を自分ですることが難しい場合（回答数12、全体に占める割合18%）

- 自分の身の回りの整頓の仕方を身に付ける
- ・個人用のトレーを設置し、配布物や提出物を個別に分け、自分の物の把握が分かりやすい

ようにする。

- ・教室に個人の整理戸棚を用意する。
- ・数か所のロッカーを使用し、何をどのロッカーに入れるかを決めている。
- ・配布物を入れるファイルを用意し、必ずそのファイルに入れて持ち帰るようにする。
- ・自転車の鍵や家の鍵を置く場所を本人と一緒に決めて、教師は見届ける。

- ・持ち物を書いたカードを鞆に付けさせる。
- ・下校時は机の中に何も残っていないことを確認するようにする。

○整頓の仕方を約束し、身に付ける

- ・片づけ方を図で示したり、物を置く場所にそのものの形を示したりしている。
- ・備品等を分かりやすく配置し、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにする。
- ・教材や道具の管理、保管場所を一定にし、どこに何があるのかを生徒にも示し、生活の動線を作る。
- ・授業後の机の上の片付けを必ず見届ける。

② 衣服の着脱を自分ですることが難しい場合(回答数7、全体に占める割合10%)

- ・男子のベルト着用に関して、形状にこだわらず、着脱しやすいものを認める。
- ・下靴のマジックテープを認める。
- ・着替えが休み時間内にできない場合は、体操服で授業を受けることを許可した。
- ・ボタンのかけ方・外し方について、具体的な手の操作を明らかにして順番に練習した。
- ・授業中の服装は基本的に制服であるがトイレの使いやすさを考えて一日中体操服で過ごす。
- ・足に補装具をつけているため特殊な上靴を使用している。体育館シューズは使用せず、上靴のまま体育館に入る。
- ・学校での取組を家庭に連絡し、連携をとった。

③ 自分の気持ちをコントロールして状況に対応することが難しい場合(回答数7、全体に占める割合10%)

○気持ちを落ち着かせる

- ・目から刺激が入らないように部屋や黒板の掲示などを工夫する。
- ・教室内に、区切られ目隠しになる場を設けている。
- ・クールダウンする場所を本人と確認しておく。
- ・落ち着くまで別室で対応する。

○人の目が大変気になり、慣れない環境や教室外に出たくない

- ・休み時間前後にトイレや当番活動を済ませるようにする。

- ・マスクを着用することで落ち着きをもたせる。

IV. 考 察

(1) 学びやすくするための「合理的配慮」

小学校においては、140の合理的配慮が報告された。一番多かった「言語による説明だけでは学習活動に取り組むことが難しい場合(回答数24、全体に占める割合17%)」に対して、「視覚的に分かりやすくすること」「子供に伝わる分かりやすい言葉で話すこと」「活動のイメージがもてるようにすること」という3つの合理的配慮が提供されていた。この3つの配慮は、小学校及び中学校を通じて共通している、学びやすい環境づくりに欠かせない配慮である。

中学校においては、81の合理的配慮が報告された。学習において、小学校・中学校を通して、一番取り上げられていたのは国語に関する合理的配慮であった。小学校では国語に関する報告数52があり、37%を占めていた。中学校では報告数34があり、42%を占めていた。小学校時代は、「平仮名や漢字などを正しくとらえて書くこと」「語や文を正しく読むこと」「平仮名や片仮名を読んだり書いたりすること」「聞いたことを理解すること」等の読み書きについての関心が高く、中学校時代は、「文や文章を正しく読むこと」「文章を読み内容を理解すること」「知らせたいことを相手に話すこと」等への的確に理解したり相手に適切に伝えたりすることへの関心が高かった。

中学校においては、「交流及び共同学習へ参加することが難しい場合」の配慮報告が6件あった。思春期を迎え、通常学級の仲間とのかかわり方が課題になっていると考えられる。障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しているインクルーシブ教育において、子供の気持ちを大切にして、それぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持てるようにしていきたい。

(2) 暮らしやすくするための「合理的配慮」

小学校・中学校を通して、「自分の気持ちをコントロールして状況に対応することが難しい場合」の配慮報告数が多い。小学校では回答数24、全体に占める割合21%、中学校では回答数7、全体に占める

割合10%だった。報告に共通していた「気になる周囲の動きや声などへの対応」「相手の気持ちなどを察する練習をすること」「パニックになった時どうするかを決めておくこと」「気持ちを切り替える練習をすること」等のことは、特別支援学級に限らず、通常学級においても通じる合理的配慮であろう。

知的障害者の特性として、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際的・具体的な内容の指導が必要であり、抽象的な内容の指導よりも効果的であるとされている。今回の報告では、「日常生活に必要な身辺整理を自分ですることが難しい場合」「衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分ですることが難しい場合」の配慮について報告が上位を占めた。特別支援学級（知的障害）において、生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導していることの表れであろう。引き続き、子供の実態等に即した指導内容を選択し、本人や保護者との合意形成に基づいて、合理的配慮の提供について充実を図りたい。

引用文献

- 菅野敦・宇野宏幸・橋本創一・小島道生（2005）.
特別支援教育における教育実践の方法，ナカニ
シヤ出版
- 温泉美雪（2014）. 通常学級でできる発達障害のある
子のトラブル・問題行動への対処，ミネルヴァ
書房
- 月森久江（編）（2005）. 教室でできる特別支援教育
のアイデア172（小学校編） 図書文化
- 榊原洋一・佐藤暁（2014）. 発達障害のある子のサ
ポートブック 学研